

公的年金等の申告相談会

公的年金受給者を対象に、確定申告書の作成方法などをアドバイスします。

▼申告相談会の日時・場所

開催日	受付時間	場所
2月7日(火) ～9日(木)	9時～11時、 13時～15時30分	東予総合支所 3階

※この期間で都合が悪い方は、2月16日(木)以降に各地区公民館などで市が行う「市県民税・国民健康保険税申告相談会」にお越しください。

※当日はかなりの混雑が予想されます。医療費控除の明細書などは事前に作成してきてください。

※当日は公的年金を受給されている方の申告相談を予定しています。平成28年中に土地や株の譲渡があった方などの申告相談は、ご遠慮ください。

▼必要な書類など

- 申告される方のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードと運転免許証などの身元確認書類
※申告書には控除対象配偶者や控除対象扶養親族などのマイナンバー（個人番号）も必要です。
- 税務署から送付のあった「お知らせはがき」（ある方のみ）と、前年分の確定申告書の控え（ある方のみ）
- 確定申告書（ない場合は会場でお渡しします）
- 平成28年分の公的年金・給与所得などの源泉徴収票
※公的年金以外に収入のある方は、その所得の計算に必要な書類
- 国民年金保険料などの支払いを証明する書類
- 健康保険料（国民健康保険税など）の支払金額が分かる書類
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など、所得控除に必要な書類
- 還付金を受け取る場合は、預貯金口座番号（本人名義）の分かるもの
- 印章、筆記用具

公的年金等を受給されている方へ

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税・復興特別所得税の**確定申告は必要ありません**。この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。
- 所得税・復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、市への市県民税申告は必要です。ご注意ください。

申告書作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で！

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、申告書などを作成できます。

作成した申告書などは

インターネットで
データ送信

または

書面提出

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

問合せ

伊予西条税務署個人課税部門 TEL0897-56-3290

税務署からのお知らせ

確定申告書には
「マイナンバー」と
「本人確認書類」が
必要です

マイナンバー（12桁）の記載

申告書のマイナンバー記載欄に、申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーを記載する必要があります。

本人確認書類の提示または写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- 例1 マイナンバーカード
 - 例2 通知カードと運転免許証など
- ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などの本人確認書類は不要です。

確定申告会場場の開設期間

2月16日(木)～3月15日(木)

※期間前は限られた職員で対応しているため、確定申告書の作成で来られた際に、長時間お待ちいただく場合があります。

問合せ

伊予西条税務署 個人課税部門
TEL 0897-56-3290